

令和4年2月10日

福島市議会議長 真田 広志 様

議会改革検討会 座長 黒沢 仁

議会報告会開催にかかる要領及び議会報告会の報告内容に関することについて(答申)

令和3年11月29日付提出いたしました「議会基本条例施行状況についての答申」に基づき、「議会報告会開催にかかる要領」及び「議会報告会の報告内容に関すること」について、当議会改革検討会におきまして下記のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

記

1 答申事項

- (1)福島市議会議会報告会実施要綱第13条の規定により議会報告会をほかの実施方法により開催する場合の方法等
- (2)議会報告会の報告内容に関して、議案や議決の概要に加えて、委員会審査における議論の要点を含めるため、議論の要点の取りまとめ方

2 答申内容

- (1)福島市議会議会報告会実施要綱第13条の規定により議会報告会をほかの実施方法により開催する場合の方法等について、別紙1のとおり要領を定めるべきである。
- (2)委員会審査における議論の要点を含めるにあたっては、下記により対応すること。
 - ①委員会審査のまとめの中で、議会報告会の報告内容に直結する「議会だより」に掲載する議案等の審査内容を1つ選択する。
 - ②選択する内容については、a 当局との質疑応答 b 当局に対する意見 c 自由討議や討論のいずれかとする。
 - ③委員会審査のまとめでは、審査項目と議論の概ねの内容まで確認する。
※ 総括質疑の締め切り等にも十分留意し協議を行う。
 - ④定例会議閉会后、正副委員長手元で内容を調整し、議会だよりに掲載(必要に応じて各委員へ内容を共有)その後、議会報告会で報告する。